

# 万博関連事業受注者登録システム登録促進等事業に係る 企画提案公募要領

## 1 事業名

万博関連事業受注者登録システム登録促進等事業

### (1) 事業の趣旨・目的

大阪・関西万博の準備、開催にあたっては、出展者やその受注者からの直接的な需要のほか、国内外の企業関係者や旅行者などからの間接的な需要を含めた様々な経済効果が生まれます。大阪府では、この経済効果を府内中小企業（農林漁業者を含む。以下同じ。）に波及させるため、府内中小企業に発注情報を提供するとともに、府内中小企業の情報や商品の情報を発注者側に提供する「万博関連事業受注者登録システム」（以下、システムという。）の運用を令和5年度から行います。

システムの運用にあたり、登録される受発注情報の量と質が伴わなければシステムの魅力が不足し、府内中小企業の受注に繋がりません。具体的には、マス広報（メルマガやSNSでの発信等）のほか、これで訴求できない企業にアプローチし、システムに登録される受注者情報を充実させることが課題となります。また、発注者は、府が繋がりを持つ団体（(公社)2025年日本国際博覧会協会、国、(一社)2025年日本国際博覧会大阪パビリオン等）だけではないため、公表されていない発注者や、自身が発注登録対象になると認識していない層（例：下請け・孫請けの業者、商店街・スーパーのイベントを行う者等）の掘り起こしが不可欠です。

そこで、本事業では、府内中小企業と繋がりのある支援機関に対してシステム及び事業内容について説明会を行うことで、府内中小企業に対する受注者情報登録の呼びかけに繋がります。また、商流に詳しく、広報・営業活動の知識・経験に長けている者（以下、「広報リーダー」という。）が戦略を立て、業界ごとに発注案件の掘り起こしに係る人員を配置して足で営業をかけ、発注案件の登録件数を確保することで、システムの登録情報を充実させ、府内中小企業の受注拡大をはかるとともに、併せて、万博の機運醸成に繋がります。

委託先については、受注企業と発注案件の獲得のため、広報・営業活動戦略に関するノウハウや専門的な知見を有していることが必要であり、事業をより効果的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集することとします。

### (2) 事業概要【詳細は仕様書参照】

- ①支援機関向け説明会の企画・開催
- ②発注案件開拓のための広報・営業活動戦略の立案
- ③広報・営業活動の実施
- ④広報・営業用媒体の作成
- ⑤府内中小企業向け情報の発信

### (3) 委託上限額

28,125,000円（税込）

## 2 スケジュール

令和5年4月 7日（金）	公募開始
令和5年4月14日（金）	説明会開催
令和5年4月21日（金）	質問受付締切
令和5年5月11日（木）	提案書類提出締切
令和5年5月中旬頃	選定委員会
令和5年5月下旬頃	契約締結
契約締結日から	事業開始
令和6年3月29日（金）	事業終了

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 府の区域内に事業所を有する者であること。
- (4) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
  - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
  - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

#### 4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

##### (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

###### ア 配布期間

令和5年4月7日（金）から令和5年5月11日（木）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

###### イ 配布場所及び受付場所

大阪府商工労働部中小企業支援室経営支援課企画調整グループ  
住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎25階  
電話番号：06-6210-9488（直通） 06-6941-0351（内線2626）



ウ 配布方法

「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、経営支援課ホームページ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/keiei/en/mozuyanmall/index.html>) からダウンロードできます。

(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

令和5年4月7日(金)から令和5年5月11日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

オ 提出方法

書類は、受付場所への持参、又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法で受付期間内に必着)してください。

(電子メール等による提出は認めません。)

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類(以下、記載例)

ア 応募申込書(様式1: 正本(押印したもの)1部、副本(コピー可)6部)

イ 企画提案書(様式2: 正本1部、副本(コピー可)6部)

審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないでください。

ウ 応募金額提案書(様式3: 正本1部、副本(コピー可)6部)

エ 事業実績申告書(様式4: 正本(押印したもの)1部、副本(コピー可)6部)

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書(様式5: 1部)

- ② 共同企業体協定書（写し）（様式 6：1 部）
  - ③ 委任状（様式 7：1 部）
  - ④ 使用印鑑届（様式 8：1 部）
  - カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：1 部）
  - キ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）
  - ク ① 法人の履歴事項全部証明書（登記情報提供サービスによるものでも可）（1 部）
    - ・ 法人の場合に提出してください。
    - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
  - ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
    - ・ 個人の場合に提出してください。
    - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
    - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
  - ③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
    - ・ 個人の場合に提出してください。
    - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
    - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
  - ケ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
    - ① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
      - ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
    - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
  - コ 財務諸表の写し（1 部：直近 3 カ年のもの）
    - ① 貸借対照表
    - ② 損益計算書
    - ③ 株主資本等変動計算書
  - サ 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）
    - a 常用雇用労働者数が 43.5 人以上の事業主の場合
      - ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 43.5 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（国様式第 6 号）」の写し
      - ・ 公示の日の直前の 6 月 1 日現在（6 月 2 日から 7 月 14 日までに公示された場合は、前年の 6 月 1 日現在）の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所長に提出済で受付印のあるもの。（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
    - b 常時雇用労働者総数が 43.5 人未満の事業主の場合
      - ・ 「障がい者の雇用状況について」（様式 10）1 部
  - シ 公正採用人権啓発推進員選任（又は異動）報告書の写し（1 部）
- ※以下任意項目
- ス 企業人権協議会への加入申込書の写し（1 部）
  - セ 一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター入会届の写し（1 部）

ソ 「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録申請書の写し（1部）

※上記ス～ソについては、その他選任や加入等が確認できる書類の写しでも可

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「万博関連事業受注者登録システム登録促進等業務」提案書  
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 説明会

(1) 開催日時

令和5年4月14日（金）午後2時から午後3時まで

(2) 開催方法：オンライン配信（Microsoft Teams）

(3) 申込方法

法人名及び説明会出席者名（2名以内）を記載し、下記申込先まで電子メールにて申し込みしてください。送信後、当課からの受信確認メールが届かない場合は、電話にて申し出てください。

（申込先）大阪府商工労働部中小企業支援室経営支援課（[kikakuchosei@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kikakuchosei@gbox.pref.osaka.lg.jp)）

（メール件名）【団体名●●株式会社】万博関連事業受注者登録システム登録促進等事業説明会

(4) 説明会への申込期限

令和5年4月12日（水）午後4時必着

## 6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和5年4月21日（金） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：[kikakuchosei@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kikakuchosei@gbox.pref.osaka.lg.jp)）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質問への回答は経営支援課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishi/en/mozuyanmall/index.html>) に掲示し、個別には回答しません。

## 7 審査の方法

### (1) 審査方法

ア 7(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査では、パワーポイント等の使用が可能です（必要機材は府で準備します）。

※発表用のデータについては、令和5年5月11日（木）までに、下記提出先まで電子メールにて提出してください。プレゼンテーション審査の際にパワーポイント等を使用しない場合は提出不要です。

（提出先）大阪府 商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 企画調整グループ

※プレゼンテーションの持ち時間は20分程度の予定です。時間内に提案内容を分かりやすくご説明ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業に対する理解	・本事業の内容を十分に理解した上で事業の提案を行っているか。提案内容に事業に関する事実誤認がないか。	5点
府内中小企業の登録の確保	・実施する説明会の内容について、具体的な内容が示されているか。	10点
	・各支援機関との繋がりや連絡の手立てがあり、効率的かつ具体的な周知方法について提案されているか。また、周知については特定の業種・業態、事業者規模に偏ることなく、幅広い事業者が対象となっているか。	10点
	・仕様書3-(1)-③について、年度内の目標件数15,000件を達成するために効果的であるような広報・営業活動が提案されているか。	10点
発注案件の開拓	・戦略を立てる広報リーダーについて、能力・経験等を考慮した上で適した人物が提案されているか。	10点
	・年度内の目標件数600件以上を達成できるような、現実的かつ具体的な広報・営業活動戦略と体制が提案されているか。	15点
	・広報・営業活動戦略については特定の業種・業態、事業者規模に偏ることなく、幅広い事業者が対象となっているか。	10点
広報・営業活動用媒体の作成	・広報・営業活動戦略と体制に合わせた広報・営業用媒体の種類等が提案されているか。	5点
業務遂行能力	・人員配置は業務遂行に十分な体制を確保しているか。 ・業務を円滑に遂行できる全体スケジュールが提案されているか。	10点
障がい者雇用	・常用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者43.5人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。	5点
価格点	・価格点の算定式 満点(10点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	10点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を経営支援課ホームページ [https://www.pref.osaka.lg.jp/kei\\_eishi/en/mozuyanmall/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/kei_eishi/en/mozuyanmall/index.html) において公表します。応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点  
\* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 \* 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 \* 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 \* 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)



(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

ただし、大阪府と協議の上、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められた場合は、地方自治法施行令第 162 条第 6 号及び大阪府財務規則第 45 条第 2 号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第 8 条第 1 項に規定する誓約書（様式 11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間ににおいて、暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者又は同規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間ににおいて、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) 8(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

## 9 その他

- (1) 応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。
- (2) 受注者は、感染症の拡大や自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく「事業継続計画（BCP）」を策定するよう努めてください。
- (3) なお、この契約の締結時において、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定（以下「認定」という。）を受けている受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、事業継続力強化計画認定書又は連携事業継続力強化計画認定書（以下「認定書」という。）の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。認定を受けていない受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、認定を受けることができる場合に、契約期間の終了までに認定を受けるよう努めるとともに、認定を受けた際は、認定書の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。

担当部局(問い合わせ先)

大阪府商工労働部中小企業支援室経営支援課企画調整グループ

所在地: 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)25階

電話: 06-6210-9488

FAX : 06-6210-9504

E-mail: [kikakuchosei@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kikakuchosei@gbox.pref.osaka.lg.jp)